

令和3年4月閉会中 議会運営委員会の概要

日時 令和3年4月26日（月） 開会 午後2時  
閉会 午後2時13分

場所 議会運営委員会室

出席委員 立石泰広委員長

宇田川幸夫副委員長、江原久美子副委員長

岡田静佳委員、須賀敬史委員、中屋敷慎一委員、神尾高善委員、田村琢実委員、

宮崎栄治郎委員、小谷野五雄委員、松坂喜浩委員、石川忠義委員、

山本正乃委員、木村勇夫委員、橋詰昌兎委員、萩原一寿委員、秋山文和委員

出席者 木下高志議長、岡地優副議長

欠席委員 なし

説明者 砂川裕紀副知事

会議に付した事件

議会の運営に関する事項

令和3年4月閉会中 議会運営委員会における発言  
(令和3年4月26日(月))

**委員長**

- 1 4月臨時会の付議予定議案についてだが、砂川副知事の説明を求める。  
なお、説明の際は、着席したままで結構である。

**砂川副知事**

委員長のお許しをいただいたので、令和3年4月臨時会に提案させていただく議案について、説明申し上げます。

まず本日、4月臨時会の招集について告示をさせていただいたところ、議会運営委員会の委員の皆様におかれては、御多忙のところお集まりいただき、誠に感謝する。この場をお借りして御礼申し上げます。

本県では、4月20日から5月11日まで、さいたま市及び川口市の2市を、新型インフルエンザ等対策特別措置法に基づくまん延防止等重点措置を実施すべき区域とし、まん延防止等重点措置を講じるとともに、その他の地域についても、引き続き飲食店等に対する営業時間短縮等を要請し、感染防止対策を強化したところである。しかしながら国は、感染力が強い変異株の拡大を強く警戒し、短期間に集中的な対策を講じるため、4月23日に隣接する東京都のほか、京都府、大阪府、兵庫県の4都府県について、緊急事態措置を実施すべき区域として公示するとともに、新型コロナウイルス感染症対策の基本的対処方針の延長を行った。今回の変更では、緊急事態措置区域において、感染拡大の主な起点である飲食の場面に対する対策の更なる強化を図るとともに、人の流れを抑制するための措置等を講じるなど、徹底した感染防止策に取り組むこととされている。また、まん延防止等重点措置区域においても、特措法第31条の6第1項に基づく地域の感染状況等に応じて、都道府県知事の判断により、飲食店等に対して酒類の提供を行わないよう要請することが新たに追加された。東京都に対する緊急事態宣言の発令に伴い、都内から埼玉県内への流れが増えるおそれがあることから、専門家の意見等を踏まえ対策を検討した。その結果、東京都区部に近い県南部を中心とした川越市、所沢市、草加市、越谷市、蕨市、戸田市、朝霞市、志木市、和光市、新座市、富士見市、ふじみ野市及び三芳町の13市町を、4月28日から5月11日までまん延防止等重点措置を実施すべき区域に追加をし、飲食店等へ営業時間の更なる短縮を要請することとなった。あわせて、さいたま市、川口市を含めた計15市町の飲食店等について、新たに酒類の提供自粛等を要請するとともに、その他の地域においても、特措法第24条第9項に基づき、酒類の提供自粛等を要請することとした。これらの要請に伴う更なる協力金の支給などに係る補正予算案について審議をいただきたく臨時会を招集させていただいた。

お手元の資料「埼玉県議会令和3年4月臨時会付議予定議案件名総括表」を御覧願う。提案を予定している議案は予算1件である。また、議案以外では、地方自治法第180条第2項の規定による知事専決処分報告が1件で、合わせて2件となる。

お手元の資料1「埼玉県議会令和3年4月臨時会付議予定議案件名」を御覧願う。1. 補正予算については、後ほど資料2にて説明する。報告事項については、地方自治法第180条第2項の規定による知事専決処分報告である。これは、自動車事故に係る損害賠償の額を定めることに関するものである。

お手元の資料2「令和3年度埼玉県一般会計補正予算(第3号案)」の内容を御覧願う。

今回の補正予算は、新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止のため、まん延防止等重点措置区域の対象区域を追加し、同区域内の飲食店等事業者に対して、更なる営業時間短縮等を要

請することに伴い、感染拡大防止対策協力金等を措置するものである。その結果、一般会計の補正予算の規模は、24億6,903万1,000円となり、既定予算との累計額は、2兆1,803億8,766万円となる。内容としては、まずまん延防止等重点措置区域の追加に伴う埼玉県感染防止対策協力金等の措置である。新たにまん延防止等重点措置区域に追加される13市町の飲食店等への協力金の支給要件は、4月28日から5月11日までの14日間、営業時間を午前5時から午後8時までに短縮し、酒類の提供を自粛することなどである。支給額は、中小企業については、売上高に応じて、1店舗当たり日額4万円から最大10万円、大企業等については、売上高減少額に応じて、1店舗当たり日額最大20万円となる。また、営業時間短縮要請等に係る働き掛け活動の推進は、感染拡大を防止するため、まん延防止等重点措置を実施すべき区域において、飲食店等の個別店舗の現地確認を行うものである。

財源は全額新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金を活用する。

以上が4月臨時会に提案を予定している議案の概要である。どうぞよろしくお願い申し上げる。

#### 委員長

2 4月臨時会の会期予定についてだが、4月27日（火）の1日間とすることによいか。

< 了 承 >

#### 委員長

3 新型コロナウイルス感染防止の対応についてだが、4月臨時会会期中の対応を御協議いただきたいと存じる。

お手元の資料1のとおり委員長案を作成したので、御確認願う。

去る4月20日にまん延防止等重点措置が発出され、議事堂のあるさいたま市は、5月11日まで同措置の対象となっている。こうした現下の状況に鑑み、お手元の資料1のとおり委員長案を作成したので、御確認願う。

< 確 認 >

#### 委員長

主な点を説明する。去る令和3年2月定例会でも実施したが、本臨時会会期中の本会議においては、感染リスクを軽減するため、おおむね3分の1の議員に第4委員会室に移っていただき、そちらで審議に参加いただくことを考えている。あわせて、執行部にも必要最小限の出席者とするよう要請することを考えている。

私としては、案のとおり4月臨時会会期中の対応を申し合わせるとともに、執行部に対しても協力を要請したいと考えているが、いかがか。

< 了 承 >

#### 委員長

次に、ただ今、御決定いただいた申合せの「2 本会議における対応」の（1）議員の出席について、委員長案を作成したので、配布してよろしいか。

[ 了 承 ]

[ 事務局職員が委員長案を配布 ]

**委員長**

資料のとおり、議長、副議長及び議会運営委員会の正副委員長を除き、全議員をAからCに区分した。本会議が開かれるたび、Aの議員から順に第4委員会室に移っていただき、休憩ごとにB、Cと交代していく案である。なお、第4委員会室で審議を行う議員についても、本会議に出席したものとみなすこととする。議員の出席制限の例外として、採決等を行う際は、全議員が議場の議席で審議することを考えている。また、質疑・質問や委員長報告など、登壇する機会のある議員については、区分にかかわらず、議場の議席に御着席いただく。

その他、定めのない事項については、議長が判断することとする。この案のとおり、取り決めたいかがいがか。

[ 了 承 ]

**委員長**

それでは、各会派におかれては、所属議員にこの旨の周知をお願いする。なお、ただ今御決定いただいた対応については、特別な事情が生じた場合には、改めて、議会運営委員会で御協議いただきたいので、よろしく願います。

**委員長**

4 その他の次回議会運営委員会の確認についてだが、特別な事情のない限り、4月臨時会開会日・4月27日（火）の午前9時30分とすることでよいか。

< 了 承 >